

衆議院 第九十回国会 經濟産業委員会 議 録 第 二 号

平成二十八年三月九日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 高木美智代君

理事 神山 佐市君

理事 佐藤ゆかり君

理事 山際大志郎君

理事 升田世喜男君

理事 穴見 陽一君

理事 尾身 朝子君

理事 岡下 昌平君

理事 勝俣 孝明君

理事 助田 重義君

理事 平 将明君

理事 富樫 博之君

理事 福田 達夫君

理事 三原 朝彦君

理事 宗清 皇一君

理事 山口 壯君

理事 落合 貴之君

理事 篠原 孝君

理事 中根 康浩君

理事 中野 洋昌君

理事 真島 省三君

理事 佐々木 紀君

理事 田中 良生君

理事 伴野 豊君

理事 富田 茂之君

理事 石川 昭政君

理事 大見 正君

理事 梶山 弘志君

理事 塩谷 立君

理事 関 芳弘君

理事 寺田 稔君

理事 野中 厚君

理事 星野 剛士君

理事 宮崎 政久君

理事 八木 哲也君

理事 大島 章宏君

理事 近藤 洋介君

理事 田嶋 要君

理事 本村賢太郎君

理事 藤野 保史君

理事 木下 智彦君

理事 林 幹雄君

理事 松本 文明君

理事 鈴木 淳司君

理事 高木 陽介君

理事 高木 宏壽君

理事 星野 剛士君

理事 田中 俊一君

理事 枝元 真徹君

政府参考人 (内閣府大臣官房審議官)

政府参考人 (公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部長)

政府参考人 (総務省大臣官房審議官)

政府参考人 (厚生労働省職業安定局次長)

政府参考人 (経済産業省大臣官房長)

政府参考人 (経済産業省大臣官房地域 経済産業審議官)

政府参考人 (経済産業省大臣官房地域 経済産業審議官)

政府参考人 (経済産業省通商政策局長)

政府参考人 (経済産業省通商政策局長)

政府参考人 (経済産業省通商政策局長)

政府参考人 (経済産業省通商政策局長)

政府参考人 (経済産業省通商政策局長)

政府参考人 (経済産業省通商政策局長)

政府参考人 (経済産業省通商政策局長)

政府参考人 (経済産業省通商政策局長)

政府参考人 (経済産業省通商政策局長)

政府参考人 (経済産業省通商政策局長)

政府参考人 (経済産業省通商政策局長)

政府参考人 (経済産業省通商政策局長)

政府参考人 (経済産業省通商政策局長)

政府参考人 (経済産業省通商政策局長)

政府参考人 (経済産業省通商政策局長)

政府参考人 (経済産業省通商政策局長)

政府参考人 (経済産業省通商政策局長)

政府参考人 (経済産業省通商政策局長)

政府参考人 (経済産業省通商政策局長)

政府参考人 (経済産業省通商政策局長)

政府参考人 (経済産業省通商政策局長)

政府参考人 (経済産業省通商政策局長)

政府参考人 (経済産業省通商政策局長)

政府参考人 (経済産業省通商政策局長)

政府参考人 (経済産業省通商政策局長)

政府参考人 (経済産業省通商政策局長)

政府参考人 (経済産業省通商政策局長)

政府参考人 (経済産業省通商政策局長)

政府参考人 (経済産業省通商政策局長)

政府参考人 (経済産業省通商政策局長)

中西 宏典君

原 敏弘君

時澤 忠君

菅谷 秀信君

嶋田 隆君

井内 慎男君

柳瀬 唯夫君

片瀬 裕文君

井上 宏司君

糟谷 敏秀君

松尾 剛彦君

高橋 泰三君

田中 繁広君

藤木 俊光君

多田 明弘君

豊永 厚志君

豊永 厚志君

豊永 厚志君

豊永 厚志君

豊永 厚志君

豊永 厚志君

豊永 厚志君

豊永 厚志君

豊永 厚志君

豊永 厚志君

豊永 厚志君

豊永 厚志君

豊永 厚志君

豊永 厚志君

豊永 厚志君

豊永 厚志君

豊永 厚志君

豊永 厚志君

豊永 厚志君

豊永 厚志君

豊永 厚志君

豊永 厚志君

委員の異動

三月九日

三月九日

三月九日

三月九日

三月九日

三月九日

三月九日

三月九日

三月九日

三月九日

三月九日

三月九日

三月九日

三月九日

三月九日

三月九日

三月九日

三月九日

三月九日

三月九日

三月九日

三月九日

三月九日

三月九日

三月九日

三月九日

三月九日

三月九日

三月九日

三月九日

三月九日

三月九日

三月九日

三月九日

三月九日

三月九日

三月九日

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

経済産業の基本施策に関する件

経済産業の基本施策に関する件

経済産業の基本施策に関する件

経済産業の基本施策に関する件

経済産業の基本施策に関する件

経済産業の基本施策に関する件

経済産業の基本施策に関する件

経済産業の基本施策に関する件

経済産業の基本施策に関する件

経済産業の基本施策に関する件

経済産業の基本施策に関する件

経済産業の基本施策に関する件

経済産業の基本施策に関する件

経済産業の基本施策に関する件

経済産業の基本施策に関する件

経済産業の基本施策に関する件

経済産業の基本施策に関する件

経済産業の基本施策に関する件

経済産業の基本施策に関する件

経済産業の基本施策に関する件

経済産業の基本施策に関する件

経済産業の基本施策に関する件

経済産業の基本施策に関する件

経済産業の基本施策に関する件

経済産業の基本施策に関する件

経済産業の基本施策に関する件

経済産業の基本施策に関する件

経済産業の基本施策に関する件

経済産業の基本施策に関する件

経済産業の基本施策に関する件

経済産業の基本施策に関する件

経済産業の基本施策に関する件

経済産業の基本施策に関する件

経済産業の基本施策に関する件

経済産業の基本施策に関する件

経済産業の基本施策に関する件

響が出る。

また、法人減税の見返りとして、外形標準が中堅企業に対しても広がる、こういうことから考えても、中小企業に対しては逆風の政策が打たれる中で、私は、もつと中小企業に対して手厚い政策が必要ではないかということ指摘したいと思

います。
マイナス金利について伺いたいと思います。
資料の三ページ目をこらんだだけだと思

うんですが、日本銀行の政策審議委員である木内登英さんが、二月二十五日の講演で、マイナス金利の副作用は大きいという趣旨の講演をされてお

ます。
「マイナス金利」の副作用については、貸出利

率の縮小や金融資産の運用利回り低下などを通じて、金融機関の収益に追加的な悪影響を及ぼすこと

ることは承知しております。マイナス金利政策によつて、中小企業、小規模事業者への融資に係る金利が低下し、投資の拡大につながることを期待しているところでございます。

ただし、二月十六日から導入されたばかりでありまして、マイナス金利導入後の中小企業の資金繰りの状況について、現時点では定量的な把握は難しいと思つております。現場の声を聞いているところでは、今のところ、目立った影響が生じているという話は聞かえてこないのでござい

ます。
いずれにしても、今後、中小企業向けの貸し出しの減少、縮小が起きることがないように、引き続き金融庁とも連携して中小企業をめぐる金融動向を注視し、円滑な資金繰りに万全を期してまいりたいと思つております。

○近藤(洋)委員 私は、大臣、このマイナス金利というのは禁じ手をやられたと思うんですね。私は、これは大変危ない橋を渡つている、こう思

います。
やはり、水が高いところから低いところに流れるのと同じで、金利というものは、マイナスというものは異常な世界。この異常な世界をやるとい

うことは、必ずどこかゆがみが生じるわけでありまして、それは間違いない、この日銀の木内審議委員が指摘をされているように、中小企業を含めた金融システムにひずみが生じる懸念、これは正論だと思つて

そこで、最後に、これは恐らく同僚の議員からも質問があると思うので詳しくは譲りますが、我々民主党は、大規模な法人減税よりも、法人減税も我々の民主党政権下で一步踏み出した政策です

から否定はしません、しかし、今の時期の法人減税よりは、むしろ中小企業の社会保険料の負担の軽減の方が大事ではないか。社会保険料の雇用者側の負担を軽減してあげ

る。法人税は、黒字企業しか恩恵を受けられないわけでは、社会保険料は赤字企業でも取られてしま

う。けれども、中小企業はほとんど赤字なんです。だけれども、正社員を雇いたいけれども雇えない。だとするならば、期限限定つきでいいから、中小企業の社会保険料を軽減してあげるとい

う措置が必要ではないかというところで法案を提出しております。
ぜひ大臣、我々の提案している中小企業支援のための社会保険料の負担軽減措置、いかがでしょう。特許料は要求しませんが、経済産業省、中小企業庁で検討して

いたいただきたいんですが、いかがですか。
○林国務大臣 社会保険料の支払いにつきまして、中小企業、小規模事業者から、赤字でも支払い続けなければならず、雇用を守る上でも重荷であるという声も聞

いているところでござい

ます。
また、法人減税の恩恵を受けられない赤字中小企業にも税の減免の恩恵が受けられるよう、固定資産税の軽減措置を講ずること

にしておるわけござい

ます。そのため、今国会に中小企業の生産性向上を支援する法案を提出したところでござい

ます。
いずれにしても、赤字中小企業を含めた中小企業、小規模事業者のためにどのような措置を講ずるべきかについて、さまざま御知見を伺いながら検討を進めてまいりたいと思つて

います。
○近藤(洋)委員 とにかく、今、経済の状況、景気の状態は非常に厳しい状況を迎えつつあるんじゃないかという認識が立

つています。あらゆる政策の可能性を探つていただ

きたいと思つて

います。また、同僚議員もいろいろ質問されると思

いますけれども、民主党は積極的に提案をしてまい

りますので、政府においても受けとめていただ

きたいということを申し上げ、時間ですので、質問を終わります。

○高木委員 次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

私は北陸信越ブロックから選んで

いたしてお

りまして、このブロックには、新潟県

の柏崎刈羽原発、石川県の志賀原発、さらには福井県の集中立地原発群がござ

います。

そこで、きょうは、原発の問題に絞つてお聞き

をしたいと思つて

おります。

先日、二月の二十二日には、九州の鹿児島県、川内原発も視察を

させていただきました。稼働している原発の視察というものは私も久しぶり

で、新潟県の柏崎刈羽六号がまだ動いて

いる時期に視察して

以来です。やはり動いている原発は遠うなど、ゴゴゴゴ

というタービンの音と振動を体全体で感じ

ますし、その熱、そういつたものも感じてまい

りました。また、補機冷却水ポンプ室にも行つたんですが、そ

ちらでは、水の音がさらさらさら

とっており

ました。上の階ではゴゴ

と

と

と

ゴゴとターピンが物すごいエネルギーを発生しているのに、それを制御しているのがさらさらさらさら。本当に、何といいますが、危うい均衡だというのが肌で感じまいりました。

九州電力といいますが、昨年の八月に川内原発一号機を稼働しまして、同じ十月には二号機を稼働しました。ところが、再稼働のわずか二カ月後に、免震重要棟をつくらないと言いつたわけでありました。

九電とすれば、規制基準、いわゆる新規制基準では免震等となっておりますので、免震でも耐震でもいいんだ、こういう理屈かもしれないが、しかし、免震重要棟というのは私はそんなに軽いものじゃないというふうに思うんです。といいますが、これは、実際に起きた原発事故の教訓、経緯に基づくものだからであります。

二〇〇七年、北陸信越ブロックの新潟県中越沖地震で、柏崎刈羽の緊急時対策室のドアがゆがんであかなくなった、こういう教訓から、免震重要棟をつくらうということで、柏崎刈羽にも、福島第一原発にもつくられた。これがあつたら、極限状態でも一定の作業ができた。当時の清水社長も、なかつたらと思うとぞつとすると、国会事故調の意見聴取で述べられております。

配付資料をお配りさせていただいておりますので、ごらんいただきたいんですが、一枚目の上方に事故調の指摘を載せております。「事故対応の最前線となる中央制御室は、機能性と居住性が最も高い場所でないといけない。精神的、肉体的に過酷な環境の下、限られた人数の運転員が長時間にわたって中央制御室にとどまり、事故対応を行わなければならないためである。」と。これは中央制御室に関する指摘ですけれども、同じようないわゆる対応を行う場所。

それで、同じ国会事故調の報告書は、まさに国会による継続監視が必要な事項として、幾つかある中で、免震重要棟の整備というものを挙げております。まさにあの事故の教訓だと思っております。

昨年の三月には原子力学会が行われて、この原子力学会に出られた福島県の原子力対策監を務めていらつしやいます角山茂章氏、会津大学の元学長でもいらつしやいますが、この方も、あの事故の際に大熊のオフサイトセンターが機能しなかつた事例などを紹介した上で、免震重要棟がなかつたら東日本は崩壊していただけないかと指摘をされている。

海外でも、国際原子力機関、IAEAのレンティツホ事務次長が、先日、共同通信のインタビューでこうおっしゃっております。極度の自然災害に耐え、過酷事故であっても、緊急対応する適切な要員や設備を展開できる強固な拠点を建設することは重要だ。福島第一原発では免震重要棟が地震や津波で破壊されず、事故に対応する施設となつた。事故から学んだ大きな教訓の一つだ。こうおっしゃっております。

大臣にお聞きしたいんです。これが国内外の専門家の声だと思つて。免震重要棟をつくらないということ、まさにこうした福島の痛切な教訓、これを踏まえていないということになるんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

林国務大臣 川内原発の緊急時対策所に関する今回の計画変更につきまして、九州電力の説明が不十分だったため、関係者を初め多くの方の理解を得られていないことは残念でございます。経産省としても、九州電力に対して、安全を大前提に計画の内容を再検討した上で、丁寧に説明を尽くすよう指示したところでございます。

なお、原子力規制委員会は緊急時対策所について、免震でも耐震でも、性能基準を満たした上で、それをさらに上回るものであればよいとして、これを承知しております。これを踏まえ、現在、九州電力が計画の具体化へ向けて真摯に検討しているものと認識をしております。

今後、計画が具体化した際には、原子力規制委員会によって厳格な審査が行われることとなるものであります。同委員会による審査を見守りたいと思つております。

○藤野委員 これは説明が足りないとかそういう話ではなくて、後でも言いますけれども、つくると言つていたものをつくらないと言いつた性質の問題なんですか。ですから、これは全く説明云々という話ではないというふうに思つております。

そして同時に、これは審査だけの問題ではなくて、やはりもつと広い意味があると思つております。というのは、地元合意を含めまして、再稼働の大前提になつて、もちろん審査もですが、私も改めていろいろ考えまして、これをつくらないというのであれば、再稼働の合格、審査の大前提なんですから、これはやはり再稼働をやるべきだというふうに考えております。それほど重い問題だと。

例えば、合格証と言われる川内原発の審査書、私も改めて読ませていただきましたけれども、何と免震重要棟あるいは免震というような言葉が二十六回も出てくるんです。審査書の中に、ですから、もう大前提、これがあつたから合格しているわけですね。地元合意の大前提でもある。

九州へ行きまして、九電は、住民説明会に出てきて、そこでも、免震重要棟をつくりますからという説明をしている。あるいは、薩摩川内市議会あるいは鹿児島県議会、ここにもいろいろな資料を出して、そこには、免震重要棟をつくります、こう書いてあるわけですね。あるいは、自治体である県や市に対して提出した事前協議書というものがあつますが、この中でも免震重要棟をつくることと約束しているわけですね。

ですから、これは地元合意の大前提ということになつております。そして、これは大臣にとつても実は関係してあります。配付資料の二を見ていただきますと、これは、審査書が出てきましたといつて、最終的に判を押す、要するに、動かしていいよというものは経産大臣の判が要るわけですね。規制委員会から貴職に対して求めるというのがありまして、当時茂木大臣でありましたけれども、判をこ

押されて、ようやく動かす、こういうプロセスにもなつて。ですから、これは大臣そのものにもかかわつてくる話であります。

ここでお聞きしたいんです。免震重要棟というのは、審査ももちろんですが、地元の合意、信頼、もうまさに安心、安全の信頼、そして大臣の合意、二重三重に再稼働の大前提だと思つて、これをつくらないというならやはりやるべきだ、再稼働自体をやめるべきだと思つて、大臣、いかがですか。

○林国務大臣 今ほどお答えいたしましたけれども、原子力規制委員会も緊急時対策所について、免震でも耐震でも、性能基準を満たした上で、さらに上回るものであればよいということにしておりまして、これを踏まえて、現在、九州電力が計画の具体化へ向けて真摯に検討しているものと認識しております。

そして、計画が具体化した際には、原子力規制委員会によって厳格な審査が行われることとなるものと思つて。今、その委員会による審査を見守つていただくところでございます。

○藤野委員 大臣、原発が動いていなければ、審査を待つてという話もあるかもしれませんが、しかし、動いているんです。物すごいエネルギーを動かしているわけですね。いつ事故が起こるかわからない、こういう状況であります。ですから、審査を待つてという話では私はないというふうに考えているわけですね。

そして、私は、現地で、九電がいわゆる免震重要棟にかわるものと言つて、緊急時対策所というのを見せました。

緊急時対策所というのは百七十平米ありまして、お聞きしますと、この十二委員室が百九十平米あるらしいんですね。この委員室よりちよつと狭くて、天井はかなり低いんです。六十センチのコンクリートに囲まれて、非常に圧迫感がある委員室よりもあるわけですね。そこで百名の方が七日間作業するという説明を受けました。実際には、物すごい数のテーブルと椅子が並ん

で、モニターやパソコンがずらりと並んで、非常に狭い。横になるスペースはあるんですかと聞いて、ありませんと。トイレはどこですかと聞いて、隅っこに、よくお祭りなんかにある簡易トイレが一個だけある。私がそれをちよつとあけてみたら、中にいろいろなもの詰まっています。使えない、こういう状況なんです。

大臣、これは動いているんです、川内原発。今まさにそういう対策が必要になるかもしれない。にもかかわらず、本当に対策所がそういう状況。いろいろな機能はあるかもしれませんが、しかし、そういう状況なんです。

大臣、これいいと率直にお感じになりますか。

○林内務大臣 答弁を繰り返すようでございますが、川内原発では、緊急時対策所は既にございまして、機能しているわけであります。稼働には問題ないというふうに考えております。

○藤野委員 別の原発の審査の会合では、いろいろなやりとりがありまして、規制委員会の方から、そんな狭いスペースに百人入ると、要するに七日間椅子でしか休めない、そういうことかと言ったたら、そのある電力会社はそういうことだと答えていた、そういうやりとりもあるわけですか。

大臣、配付資料の三を見ていただければと思うんですが、これは、福良昌敏さんという、福島第一原発で故吉田所長と御一緒に元ユニット所長として大変な御苦勞をされた方のインタビューが朝日新聞に載っております。

ここで福良さんがおっしゃっているのは、黄色いところを示してありますけれども、「三、四日目になると、みんなロボットではないので休まないといけない」、飛びますけれども、「いくら想像力をかき立てて想定を考えても、想定外は間違いないと起り得る。そのときに頼りになるのは、手順書とかマニュアルでなく、人の力。こういうふうにおっしゃっております。私は、本当にこれは現場の声、だというふうに思うんです。

大臣、やはり現場というのは、ロボットではない人の力が求められると思うんですね。それが、本当に狭いスペースで休む場所もない、トイレ一つ、百人が七日間。これで人の力を発揮できると大臣はお感じになりますか。

○林内務大臣 やはり過酷な対応というのはよろしくないと思えますけれども、今委員から指摘されております緊急時対策所にしましては、繰り返すようですけれども、免震でも耐震でも、性能基準を満たした上で、さらに上回るものであればよいとされておるわけでありますから、今、九州電力が計画の具体化に向けて真摯に検討しているものと認識しております。

○藤野委員 冒頭紹介しましたように、国会事故調の報告書は、こういう場所は、機能性だけでなく居住性が最も高い場所であればならない、なぜなら、精神的、肉体的に過酷な環境のもとで事故対応を行わなければならないからだというふうに指摘しているわけですね。

ですから、私は、本当にそういう意味でのものにはなっていないというのを、現場に行きまして強く感じましたので、これは本当に大変な事態だというふうに指摘をしたいと思えます。

そして、あわせて、関西電力が動かしました高浜についてもお聞きをしたいと思えます。

まさに私の地元にある原発で、私も何度も高浜へ行つたわけですが、ここは、一月に三台機、二月に四号機が動きまして、いろいろな事象も起きております。

前提として規制委員会に確認させていただいたんですが、高浜の三、四号機の再稼働では、当時、一、二号機は動かさないという前提で審査をされた、これは間違いないと思えます。

○田中政府特別補佐人 先生御指摘のように、平成二十七年二月十二日の高浜発電所三、四号機の設置変更許可は、一、二号炉の原子炉圧力容器内に燃料が装荷されないことを前提として、三、四号炉の安全確保の基本方針が基準に適合していることを確認したものであります。

その後、平成二十七年三月十七日に、高浜発電所三、四号炉の運転に加えて、一、二号炉についても運転することを前提とした設置変更申請がなされており、現在、三、四号機の先ほどの設置変更許可の見直しも含めて、審査を行っているところでございます。

原子力規制委員会としては、事業者からの申請があった場合、法に基づいて審査を行う義務がございまして、基準への適合性は厳正に確認することとしております。

○藤野委員 今御答弁いただいたように、三、四号が審査をパスしたときには、一、二号は動かさないという前提だったんですね。にもかかわらず、今答弁いただいたように、二月十二日に出た一カ月後です、三月十七日、わずか一カ月後に、一、二号機をやはり動かします、こう言い出したわけですね。つまり、川内原発が再稼働した後に免震重要棟をやはりつくりませんと言いつつ出たのと同じように、高浜原発は、三、四号機を動かすときには、一、二号機は動かさないと言っていたのに、審査をパスしたわずか一カ月後にやはり動かしますと言いつつ出た。

これは、二月月とか一カ月とか、要するに、審査を受けているときとかのタイミングでやはり動かそうと考えていたとしか思えないと私なんかは思うんですけれども、大臣、いかがですか。

○林内務大臣 現在、一、二号機に関する原子力規制委員会の審査が進んでいるわけでありまして、それを再稼働しようとする場合にはやはり厳格な審査を経ようことになるものから、そこは見守つていたいと思っております。

○藤野委員 私がお聞きしたのは、審査の前提として、こういう電力会社が原発という重大な電力を動かしているのか、そういう資格があるのかという問題なんです。一カ月後に、動かさないと言つてパスしたものを動かすと言いつつ出ます。こういう電力会社、こういう会社が原発という重大なものを動かしている、大臣、こういうふうには思われますか。

○林内務大臣 高浜原発三、四号機では、緊急時対策所を、一、二号機の建屋内に設置しております。先ほど答弁しましたように、現在、原子力規制委員会の審査が一、二号機に対して進んでおるところでございまして、それを再稼働しようとする場合は、その建屋内に設置した三、四号機のための緊急時対策所を外部に移設することが必要となります。

藤野委員の御指摘はこのことを指していると思うんですが、現在のところ、一、二号機の再稼働の見直しは立っていないわけでありまして、当面は問題が生じないものと理解をしております。

○藤野委員 私の質問はそういうことではなくて、会社の姿勢として、一カ月後に今までの審査で言っていたことと全く違うことを言い出す、こういう会社に原発という重要な機器を扱う資格がないという話なんです。

大臣、もしこれを認めると、これからどの原発を動かすかとか、あるいはどういう形態、免震重要棟があるかないかで動かすかとか、こういうことが全部電力主導で決まってくることになるんです。それに、基準適合という形とか、あるいは大臣が最後に判を押されるとか、いろいろな形で後追いで、後出しじゃんけんにくつついていくような形で、原発行政になつていく、規制になつていく、こんな流れがつかられつつあるんじゃないかという指摘なのであります。ですから、これでは全く原発に対する国民の信頼も得られるはずがないというふうに思うんですね。

そして、もう一つ指摘したいのは、こんな形で再稼働しますと、どんな形でもですけども、核のごみが出てまいります。核のごみを再処理しますと、プルトニウムが出てくる。

私は、二月五日の予算委員会、大臣に対して質問させていただきました。そうしましたら、大臣は、プルトニウムは着実に減つていくとお答えになられたので、ちよつと確認させていただいたんです。

これは経産省の事務方でも結構なんですけれど、これまでプルサーマルで稼働実績がある原子炉は幾つか、そして、今、設置変更許可を申請あるいは受けている原発は幾つか、そして、地元自治体の事前了解を得ているあるいは得ている最中の原発は幾つか、それぞれお答えください。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。
まず、これまでにプルサーマルを行った実績のある原子炉でございますが、これは高浜原発の三号機、伊方原発の三号機、そして玄海原発の三号機、この三基に加えて、既に廃止を決定いたしております福島第一原発三号機、合わせて四基と申し上げます。

それから二点目でございますが、プルサーマルを行うことを予定している原子炉の中で規制委員会に申請中のもの、審査中のものはどこかということでございます。

現在、プルサーマルかどうかにかかわらず、全体としては二十三基の原発が審査中でございます。その中で、プルサーマルを行う計画を有しております原発は九基となります。これに、既にMOX燃料を装着して、使用前検査を完了の上で営業運転に入っております高浜原発の三号機を加えますと、合計で十基となるわけでございます。

これがどこであるかも申しますか。(藤野委員「それはいいです」と呼ぶ)よろしいですか。十基でございます。

もう一つは、地元同意ということについての御質問があったかと思えます。

結論から申し上げますと、これまでに安全協定に基づきましてプルサーマルの地元了解を得たものは、たまたま十基で同じ数字になります。

ただ、ちよつと中身が異なっておりますが、高浜原発三号機は入っておりますが、現在審査中の

中で東海第二それから敦賀原発はまだ了解がとれておりません。他方で、了解はとれているけれどもまだ申請していないものとして女川原発があります。その外数に福島第一原発の三号機がある、

こういう状況でございます。
○藤野委員 そういうことで、ざっくり言うと十基がプルサーマルに手を挙げているという状況なんでしょう。

大臣、六ヶ所村はまだ稼働しておりませんが、これが稼働しますと核分裂性のプルトニウムが四トン生まれるということなんですが、これを消費していく電事連のプルトニウム計画というのはどのような形になっていきますでしょうか。

○多田政府参考人 事実関係でございますので、私の方から申し上げたいと思えます。

電力業界がつくっておりますプルトニウム利用計画は、十六基から十八基の炉をプルサーマルで動かす、このようなものになってございます。震災前につくられたものでございます。

○藤野委員 ですから、十六から十八ですから、十基が手を挙げているとしますと、単純に言えば六から八基新たに手を挙げる必要があるということになります。足りていないわけですね。

しかし、やはりこれは、新たに電力会社が手を挙げるのか、あるいは、電力会社が手を挙げたとして地元の了解が得られるのか、幾つもハードルがあると思うんですね。

といいますのは、まず、経済的に見ましても、MOX燃料というのはウランよりも高い。やはり、わざわざ再処理して、プルトニウムをくつつけていろいろ手間暇をかける、いろいろコストもかかるということ、先日、朝日新聞では、高浜の場合ですけれども、MOX燃料というのはウランよりも値段が九倍高いという報道もありました。

経営者からすると、安いウラン燃料があるのに、同じ原発を動かすのに何でわざわざ高いMOXを使わなきゃいけないんだと。当然の経営判断だと思ふんですね。こういう問題がまずあります。

そして、お答えいただいた地元了解の問題。これも大変な問題で、確かに了解は幾つかあるわけですが、三・一一後、既に了解していた北海道の泊とか、あるいは浜岡、島根で、白紙に戻したい

とか、あるいは慎重に考え直したい、こういう声も出てきているわけでありまして。そして、話のあつた東海第二、ここは、地元了解どころか、協議にも入れていないという状況であります。

ですから、プルサーマルというのはお金もかかるし、何より危険だ、より危険だという認識は非常に広がっておりますから、そもそも電力会社が手を挙げるのか、そして、挙げたとしても地元了解という大変高いハードルがあるということ、今、そういう計画を電事連は出しているという状況であります。

大臣、お聞きしたいんですが、プルサーマルに新たに電力会社が六基から八基手を挙げるのは大変困難じゃないですか。いかがでしょうか。

○林国務大臣 十基以外の六基から八基ですか、これは電事連でそういう計画をしているということでありまして、それを見守っていきいたいと思っております。

○藤野委員 見守る、そうですね。ただ、大臣はいろいろ延長が必要だとかということも含めて二〇から二二とずつとおっしゃっているわけですが、要するに、私の質問は、見守っているかどうかじゃなくて、困難じゃないか、経済的にもペイしないし、そして、地元同意も大変厳しいと。

もう一つお聞きしたいのは、アメリカでもMOXプロジェクトというのは長年行われてまいりました、予算委員会でも指摘しましたけれども、しかし、アメリカ自身もこのMOXから撤退し始めています。

配付資料の四枚目を見ていただきますと、その経過も紹介しているんですが、アメリカのMOX燃料製造工場というのはずっとやっていたんですが、二〇〇二年段階では十億ドルちよつと見込まれていた建設コストが、二〇一四年には七十八億ドルということ、七倍にはね上がっています。

建設だけでなく、これに、運営とか、あるいはつくった後の使用済みMOXの再処理とかいろいろ考え出しますと、とんでもないということ、アメリカはもう手を引いている。

実際、配付資料にありますけれども、二〇一四年段階では、現在のプルトニウム処理アプローチはコストの上昇と財政難のために負担し切れないかもしれないと、ちよつと腰の引けたといえますか、かもしれないという言い方なんです。

しかし、二〇一五年には、もう既に、ここにありますように、凍結状態になると。単に負担し切れないだけじゃなくて、もう凍結しちゃおうと踏み込んでいくわけですね。ほかのオプションを検討するように要請しているという段階であります。

大臣にお聞きしたいんですが、こういういわゆる核燃料サイクル、プルサーマルを含めて、こうしたアプローチというのは、経済的に見ましても、明確に破綻するんじゃないでしょうか。大臣、いかがでしょうか。

○林国務大臣 核燃料サイクルにつきましては、使用済み燃料を直接処分する場合よりもコストが高くなります。

しかし、資源の有効利用、あるいは高レベル放射性廃棄物の量の減少、放射能レベルの低減などの観点を踏まえて取り組むこととしておりまして、この方針はエネルギー基本計画で閣議決定をしております。これに従って、再処理等による核燃料サイクルを進めていくこととしておるところでございます。

○藤野委員 経済面だけでなく減容化などいろいろ効果があるんだ、だから閣議決定を進めるというお話ですが、減容化、量を減らすとか有害度を低減していく、こういうお話だと思えますけれども、確認ですけれども、こういう効果というのは、MOX燃料を一回使うだけじゃなくて、使用済みMOX燃料を再処理していく、これが前提じゃないでしょうか。経産省、いかがでしょうか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。ただいまの御質問に簡単に答えまして、使用済みMOX燃料の再処理ということとは切り離して、独立して考えられるということでございます。

既に、これまで何度か、核燃料サイクルをなぜ進めるのかというときに御説明した中で、今の減容化、有害度低減といったお話が出てまいりますが、軽水炉で使用した後の使用済みウラン燃料を再処理した場合には、直接処分する場合に比べまして、高レベルの放射性廃棄物の量が約四分の一となります。また、廃棄物の有害度に関しても、発電に要した天然ウラン総量の有害度レベルまで低下するのに要する時間が約十一年から約八十年へと短くなります。

繰り返しになりますけれども、この点につきまして、この効果といえますものは、使用済みMOX燃料の再処理とは独立したものでございます。

○藤野委員 再処理ではなくて、いわゆる再利用を繰り返さなければならぬんじゃないですか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

今の四分の一あるいは十一年から八十年といったものにつきましては、これは軽水炉で使用済みウラン燃料を一回使ったことに関して出てくる数字でございます。

先生の御指摘は、そのほかに、使用済みMOX燃料、その後のことについてどう考えるのかという点について考えますと、それは、もう一度使つていけば、またそのときに同じように効果が出てくるということになるかと思ひます。

○藤野委員 いわゆる今の理屈というのは、大臣が、プルトニウムは着実に減る、こうおっしゃったことにかかわつてると私は思ふんですね。

これも経産省に確認したいんですが、日本原子力研究開発機構が、平成二十二年度プルトニウム燃料再処理確証技術開発成果報告書というのを、これは経産省の委託事業ですけれども、やられている。これで、現在運用されている仕様をもとに試算すると、軽水炉でMOX燃料を使用した場合、MOX燃料中のプルトニウムの割合は、発電前が八・九%であるのに対して、発電後は六・九

%となる、こういうふうな指摘しておりますが、間違ひありませんか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

今、先生が引用されました報告書の中では、使用前につきましてはパーセントで表示がされております。使用後のものにつきましては絶対的なキログラムであらわされておりました。これを百分率に直しますと、先生御指摘のとおり、六・九%になるということでございます。

○藤野委員 ですから、大臣、要するに、例えば一トン当たりでいうと、パーセントでいうと、使用する前のMOX燃料に八・九%プルトニウムが入っている、一回燃やしました、使用後は六・九%残っているんです。

ですから、大臣がおっしゃった、例えば着実に減っていく、六ヶ所村で年間四トン生まれますと。電事連は、十六から十八動かせば五・五から六・五使いますと言ふんですね。けれども、五・五から六・五を装填、装荷したとしても、一回では八・九から六・九、ざっくり言つて四分の一弱しか減らないんです、大臣。

それで、原発というのは十三カ月で必ずとめますから、年に二回しか装荷できません。何よりも、使用済みMOXを二回使うのか三回使うのかというのはまだ決まっていないわけですね。

大臣、八・九から六・九にしか減らない、それしか減らないんです。だから、五・五といつても、減るのは一・幾つです。六・五といつても一・六ぐらいです。ですから、四トンには到底及ばないんですね、大臣。これをお認めになりますか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。数字の点でございます。

先生御承知のとおり、先般の予算委員会でのやりとりは、分裂性のプルトニウムに着目しての数字でございます。再処理工場が稼働した場合には約四トンのプルトニウムが発生する、それに対して、十六基から十八基やった場合にはそういう御

説明をさせていただいた、大臣が御答弁をさせていただいた、こういうことでございます。

○藤野委員 いや、だから、減る確率は二三%なんです。八・九から六・九に、それしか減らないんです、大臣。だから、大臣、五・五が一回の使用で丸ごとなくなるのなら、確かに四トン生まれでも五・五使えますから、使えろとすればそれは減っていくということになるかもしれません。しかし、四トン生まれるのに、五・五は減らないんです、せいぜい二ぐらしか減らない。だから、一年単位で見れば、着実に減るところかふえていく。

大臣、これが事実じゃないですか。

○林国務大臣 六ヶ所再処理工場がフル稼働した場合はすけれども、年間四トン強の核分裂プルトニウムが発生いたします。

一方、プルトニウムを行う計画を有している原発十基がこれまでに原子力規制委員会による審査を申請しております、この十基でMOX燃料として年間約四トンの核分裂プルトニウムを利用する見込みでございます。

そして、先ほど申し上げましたように、電事連は、十六基から十八基の原子炉でMOX燃料としてプルトニウムを利用することを目指しているわけでございます。この場合、先生から話がありました五・五トンから六・五トン程度の核分裂プルトニウムを利用することとなるわけでございます。こうした電気事業者の取り組みが適切に実施されれば、プルトニウムの消費が供給を上回ることとなり、核分裂プルトニウム三十二トンに着実に減っていくことになるわけでございます。

そもそも、核燃料サイクルに関する諸課題は、短期的に解決するものではございませんで、中長期的な対応を必要といたします。したがって、その一つであるプルトニウムの利用についても、核燃料サイクルの推進やその進捗の中で、中長期的な視点に立つて着実に進めていくことが大切であると思ひます。

○藤野委員 では、ちよつと聞き方を変えますけれども、一回使つたら使用済みMOX燃料というものが出てくるわけですが、その使用済みMOXを次にどうするんだというのはいま決まっていますか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

使用済みMOX燃料の取り扱いについては、現時点では、具体的な場所、方法については決まっております。

○藤野委員 ですから、今、MOX燃料というのは一回しか使えないという前提なんですね、大臣。

一回では、わずか二三%しかプルトニウムは減らないんです。だから、十六から十八基、全部手を挙げて、地元も全部同意したという大前提ですけれども、今はその半分ぐらしかありませんが、大前提として計画が履行されたとしても、五・五トンしか装荷されない。しかも、そのうち二十数%しか減らない、一回しか使えないんですから、二回、三回使えるということは決まっていないわけですね。

ですから、五・五は減らないことになるんです、大臣。私の質問は、着実に減ると大臣はおっしゃつたけれども、減らないじゃないかという質問なんです。この点に絞つてお答えください。

○林国務大臣 先ほどお答弁したように、短期的な対応じゃなくて、中長期的に対応していくという形に持ち込めるという考えでございます。

○藤野委員 ですから、私は、長期的とおっしゃるから、では使用済みMOXはどうするか決まっているのかと聞いたんです。けれども、決まっていないわけですね。ですから、全く見通しがないもので、しかも一回では減らないにもかかわらず、減ると。今後はこういう答弁はやはりしないでいただきたいというふうに私は思つております。

もう一つ言いますと、政府は、プルトニウムが減るところか、ふえることばかり今検討しているというふうに思ふんですね。

例えば、大臣は、予算委員会でもおっしゃいます

したけれども、先日、二十三日の記者会見ではこうおっしゃいました。原発比率二〇から二二％を達成する上で、一部の原発については、法令で認められるような四十年を超える運転延長を行うことは必要だということと事実であり、またおっしゃいます、もうあつげらんかんとお認めになつてはいるんですが、二〇から二二を掲げた政権が、老朽原発の延長が必要だと強調されている。これはもう、はっきり言つて露骨な誘導じゃないかと私は思うんですね。

さらに、経産大臣の諮問機関である総合資源エネルギー調査会基本政策分科会では、リブレール、リブレールというのはいわゆる現在動いている原子炉を廃止してそのかわりに原子炉をつくるということをしてリブレールというわけですから、この検討まで始めている。

二月二十二日の議事要旨を読ませていただきますと、ある委員から、原発のリブレールやLNG電源の位置づけ、水素など、次のエネルギー基本計画やエネルギーミックスを想定した議論に入るべきではないか、こう意見が出されて、前後はあれですけども、坂根正弘分科会長がこう言っている、その辺の議論に入つていかなければ、いわゆる二〇から二二は実現できないことには同意する、こう報じられております。

大臣は、たびたび新増設やリブレールは想定していませんとおっしゃるんですけども、大臣の諮問機関でも、実際にこういう議論が始まっているんじゃないでしょうか。いかがですか。

○林国務大臣 答弁してはいるとおり、現段階においては、新増設、リブレールは想定していませんとところでございます。

○藤野委員 想定してないとおっしゃつても、大臣の諮問機関でこういう議論が始まっている、実際にいろいろな議論がこういう形でやられ始めている。私は、震災五年目に当たつて、本来であれば原発ゼロの方向に向かつていくべきときに、大臣の諮問機関でこういう議論が始まっているというのは大変な問題だというふうに思うわけ

です。

そこで、もう一つお聞きしたいんですけども、政府がいろいろな形で原発政策を進めていかれるということですが、原発あるいは核燃サイクル、こうした日本のさまざまな原発政策の土台にあるのが日米原子力協定だということに私は思っているんですが、この認識でよろしいでしょうか、大臣。

○林国務大臣 日米原子力協定は外務省の所管であり、エネルギー政策の観点から申し上げれば、日米間の円滑かつ緊密な原子力協力を確保することは、エネルギー安全保障上極めて重要であります。

したがつて、その協力を推進するために日米原子力協定を適切に運用していくことが重要だと考えています。

○藤野委員 しかし、日米原子力協定が二〇一八年にはいよいよ期限切れを迎えるということになつております。この協定をどうするかをめぐつて、さまざまな議論がやられていると思つております。

その議論の中でも最も焦点が当たつているのが、先ほど申し上げた日本のプルトニウム、ふえ続けるプルトニウムをどうするんだということだということに認識しておりますが、大臣もこの認識は一緒でしょうか。

○林国務大臣 プルトニウムは平和利用でいくわけでありまして、日米間の円滑かつ緊密な原子力協力を確保することはエネルギーの安全保障上極めて重要でありまして、政府としては、日米原子力協定を適切に運用して、この協定のもとで協力を推進してまいりたいと思つております。

○藤野委員 では、今、さまざまな議論の中で、サイドレターをつけるとかいろいろ言われているんですが、適切な協定というのはどのような中身だということに大臣は考えていらつしやるんですか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。協定自身の交渉につきましては、これは外務省

の方でやっておりますので、私の方から申し上げますことはございません。

今大臣の方から申し上げましたように、この日米原子力協定の適切な運用ということが原子力政策にとつてもエネルギー政策にとつても極めて大切である、こういう認識のもとに、政府全体としてアメリカとの関係で取り組んでいる、こういうことを申し上げておきたいと思つております。

それから、ちよつと二点申し上げておきますが、先ほど、使用済みMOX燃料についてのやりとりの中で、私は、具体的な方法、場所は決まつていないと申し上げました。しかし、使用済みMOX燃料についても再処理をやつていくというのは我が国の政府の方針でありますので、誤解なきように申し上げます。

○林国務大臣 先ほど申し上げましたけれども、日米原子力協定は外務省の所管であり、私も、エネルギー政策の観点から、我が国が輸入する濃縮ウランの約半数はアメリカに依存しております。こうしたウラン等の移転には原子力協定の担保が必要とされておまして、日米原子力協定は燃料調達等の観点からも重要と言えるわけでありまして。

○藤野委員 しかし、アメリカ側からは大きな懸念も寄せられております。

配付資料の五枚目を見ていただきますと、大統領補佐官、科学技術担当のジョン・ホルドレン氏は、日本は既に相当量のプルトニウム備蓄があり、これ以上ふえないことが望ましい、分離済みプルトニウムは核兵器に使うことができ、我々の基本的な考え方は世界における再処理は多いよりは少ない方がよいというものだ。

あるいは、ジョセフ・ナイ、対日政策のプロですけれども、その方を含めた十四名の学者、研究者は、昨年九月に、日本は六ヶ所の大型再処理工場の運転をまさに始めようとしています、米国のMOXプログラムを中止し、それによりプルトニウムには経済的価値がないと明確に示すことは、運転開始の決定を延期するように日本を説得する

上で、米國をずつと有利な立場に置くことになり、こういう指摘をしているわけですね。

こういう意味で、相手方のアメリカからもこういう批判が出てきている。私は、この日米原子力協定は、きつぱり期限切れと合わせてやめるべきだということに思つております。

最後になりますが、ことしは、まさに原発事故から五年目の節目でありますし、チエルノブイリからいえば三十年目の節目であります。原発は人間社会と共存できない、これが福島とチエルノブイリの教訓だということに思つております。原発ゼロを決断すべきと強く主張して、私の質問を終わります。

○高木委員長 次に、富田茂之君。

○富田委員 公明党の富田茂之でございます。林大臣の所信に対する質疑をさせていただきます。

大臣に質問するのは初めてですので、大臣御就任おめでとうございます。私の銚子第四中学校の七年先輩、郷土の誉れでございますので、しつかり質問させていただきますと思つております。

大臣は、所信で、再生可能エネルギーについては、国民負担を抑制しつつ、最大限導入を進め、再生可能エネルギーについて質問をさせていただきますと思つております。

公明党の経済産業部会と省エネ社会推進本部合同で、二月五日、菅官房長官宛て、そして十日には大臣宛てに、FIT法改正に関連しまして、再生可能エネルギー等関係関係会議を有効に活用するよう申し入れを行いました。

申し入れの中で、「再生エネ導入に向けては経産省、環境省、国交省、農水省等の複数省庁にまたがる課題が多く、省庁が強力に連携し施策を推進する必要があります。このため、ワンストップサービスの提供を目指して許認可手続きの簡素化・迅速化を図ること。また、再生エネの適正かつ更なる導入促進に向けて、政府の司令塔機能を強化するとともに、再生可能エネルギー等関係関係会議を有